

議 案 第 11 号

松戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市市税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成23年9月1日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

地方税法の改正に伴い、東日本大震災により居住用の家屋が滅失又は損壊した土地に係る住宅用地等の特例の申告方法を定めるとともに、市税に係る申告書等不提出者の過料の上限の引上げ及び故意の申告書等不提出者に対する処罰規定の創設を行うため。

松戸市市税条例の一部を改正する条例

松戸市市税条例（昭和50年松戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第43条（見出しを含む。）及び第43条の2第2項中「事業に係る」を削る。

第48条第1項中「一つに」を「いずれかに」に、「30,000円」を「100,000円」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 市民税の納税義務者が法第317条の2第1項若しくは第2項の規定によつて提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合又は第15条第2項若しくは第3項の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合

第48条第1項に次の7号を加える。

(3) 法第328条の規定により課する分離課税に係る所得割の納税義務者が法第328条の7第1項の規定によつて提出すべき退職所得申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合

(4) 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第23条又は法第383条の規定によつて申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合

(5) 軽自動車等の所有者等又は法第442条の2第2項に規定する軽自動車等の売主が第29条の規定によつて提出すべき申告書又は報告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合

(6) 市たばこ税の申告納税者が正当な事由がなくて法第473条第1項又は第2項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合

(7) 特別土地保有税の納税義務者が正当な事由がなくて法第599条第1項の規定による申告書を同項各号に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合

- (8) 事業所税の納税義務者が正当な理由がなくて法第701条の46第1項若しくは第701条の47第1項又は第43条の規定による申告書をこれらに規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合
- (9) 第43条の2の規定により申告をすべき者が同条の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合

附則に次の1条を加える。

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第14条 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が令附則第33条第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係
- (2) 法附則第56条第1項に規定する被災住宅用地の上に平成23年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
- (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由
- (4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から平成33年度までの各年度分の固定資産税については、第23条の規定は適用しない。

3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同項

に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の住所及び氏名
- (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (3) 特定被災共用土地に係る法附則第56条第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
- (5) 法附則第56条第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第48条第1項の改正規定及び次項の規定は、平成23年12月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行（前項ただし書の規定による施行をいう。）前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。